外国法事務弁護士名簿の登録

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第24条第２項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録をしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成24年12月11日	G831	中雄　三郎	アメリカ合衆国ニューヨーク州	東京
平成24年12月20日	G832	チン・テンカ	中華人民共和国	第二東京
平成24年12月20日	G833	ハン・シュー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州	第二東京

平成25年１月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録換え

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第28条に規定する外国法事務弁護士名簿の登録換えをしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	新所属会	旧所属会
平成24年12月11日	G798	リ・ウン（李芸）	中華人民共和国	愛知県	東京

※職務上の氏名を使用している外国法事務弁護士は括弧内に職務上の氏名を記載しています。

平成25年１月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録取消し

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第30条第１項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録の取消しをしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	事由	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成24年12月11日	請求	G278	ヒリック・ヒヌ・ルース	アメリカ合衆国ハワイ州	第二東京
平成24年12月20日	請求	G643	ジャック・ウィリフォード・ロンデン	アメリカ合衆国カリフォルニア州	第二東京
平成24年12月31日	請求	G284	アンソニー・ジョン・グランディ	連合王国	第一東京
平成24年12月31日	請求	G324	ユージーン・シー・グレゴア	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第一東京

平成25年１月１日　日本弁護士連合会

弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則制定公告

弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則（規則第百五十五号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十五年一月十七日　日本弁護士連合会

弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則（規則第百五十五号）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　法律相談センター援助事業（第三条―第十一条）
第三章　公設事務所援助事業
　第一節　通則（第十二条）
　第二節　公設事務所弁護士（第十三条―第十六条）
　第三節　公設事務所所長援委員会（第十七条―第十九条）
　第四節　公設事務所の設置、廃止等（第二十条―第二十四条）
　第五節　公設事務所弁護士に対する援助等（第二十五条・第二十六条）
　第六節　雑則（第二十七条―第二十九条）
第四章　偏在対応弁護士等経済的支援事業
　第一節　通則（第三十条）
　第二節　偏在対応弁護士独立開業支援補助金（第三十一条―第三十七条）
　第三節　偏在対応常駐従事弁護士支援補助金（第三十八条―第四十四条）
　第四節　偏在対応特別独立開業弁護士等支援補助金（第四十五条―第四十七条）
第五章　新人弁護士等準備・養成等援助事業
　第一節　通則（第四十八条）
　第二節　新人弁護士等準備支援補助金（第四十九条―第五十四条）
　第三節　新人弁護士等養成事務所及び新人弁護士等に対する援助等
　　第一款　新人弁護士等養成事務所等の登録（第五十五条―第五十八条）
　　第二款　新人弁護士等養成事務所拡張成立支援補助金（第五十九条―第六十二条）
　　第三款　新人弁護士等養成事務所開設支援補助金（第六十三条―第六十六条）
　　第四款　養成を受ける新人弁護士等に対する援助（第六十七条）
　　第五款　日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則の規定による養成に対する支出（第六十八条）
　第四節　偏在対策拠点事務所開設援助金（第六十九条―第七十一条）
第六章　弁護士過疎・偏在対策に関する活動（第七十二条）
第七章　会計（第七十三条―第七十六条）
第八章　雑則（第七十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、弁護士過疎・偏在対策事業に関する規程（会規第九十四号。以下「規程」という。）第四条の規定に基づき、弁護士過疎・偏在対策事業の内容、手続及び日弁連ひまわり基金（以下「基金」という。）の収入、支出、管理等その他規程を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　弁護士過疎・偏在対策事業　規程第二条の事業をいう。

二　第二種弁護士過疎地域　次のイからニまでのいずれかに該当する地域をいう。

イ　地方裁判所支部の管轄区域に該当する地域であって、当該地域に所在する法律事務所を除く。以下この号及び次号において同じ。）の数が三以下のもの

ロ　イの地域に所在する法律事務所の数が四以上十以下である場合において、病気療養その他の理由により弁護士業務を行っていないなどの事情があって、イに準ずると認められる地域

ハ　地方裁判所の本庁又は支部の管轄区域に該当する地域の一部のうち、地理的、行政的、経済的及び文化的な観点を総合的に考慮して一つのまとまりがあると認められる地域であって、当該地域に所在する法律事務所の数が三以下のもの

ニ　ハの地域に所在する法律事務所の数が四以上十以下である場合において、病気療養その他の理由により弁護士業務を行っていないなどの事情があって、ハに準ずると認められる地域